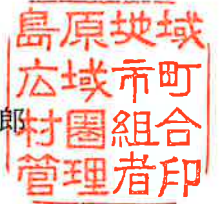


島原地域広域市町村圏組合 告示第9号

一般競争入札を執行するので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）  
第167条の6の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年5月11日

島原地域広域市町村圏組合  
管理者島原市長 古川 隆三郎



1 入札に付する事項

- (1) 件名 油圧ショベル売却
- (2) 数量 1台
- (3) 仕様等 別紙「油圧ショベル売却一般競争入札案内書」のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 本組合の構成市（島原市、雲仙市、南島原市）内に住所を有する者、若しくは構成市内に事務所又は事業所を有するもの（構成市に法人設立届を提出しているもの）。
- (2) 次のいずれかにも該当しない者で、売買代金の支払いが可能な者
  - ① 構成市の市税等を滞納している者
  - ② 島原市契約規則（平成9年規則第8号）第2条の規定に該当する者
  - ③ 暴力団事務所の用に供されることを知って、入札の代理又は媒介しようとする者
  - ④ 無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者
  - ⑤ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項の規定に該当する者

3 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認に係る書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期間 令和8年5月11日（月）～令和8年5月15日（金）  
午前8時30分～午後5時15分（土、日祝日を除く）
- (2) 提出先 〒859-1492 島原市有明町大三東戊1327番地  
島原地域広域市町村圏組合事務局総務課
- (3) 提出方法 持参又は郵送

#### (4) 提出書類

- ① 一般競争入札参加申込書兼受付書（様式第1号）
- ② 市税に滞納がないことを証する証明書（構成市の税務課等で取得）
- ③ 誓約書（様式第2号）
- ④ 同意書（様式第3号）（未成年の方が入札参加申込みをする場合）
- ⑤ 身分証明書（個人：運転免許証又はマイナンバーカードの写し）  
（法人：履歴事項全部証明書（発行から3ヶ月以内、写し可））

※提出書類は返却しません。

※法人の場合は「社印及び代表者印」を押印すること。

#### 4 入札車両の公開

- (1) 日 時 令和8年5月14日（木）の午前10時～午後3時
- (2) 場 所 島原地域広域市町村圏組合不燃性廃棄物最終処分場  
（島原市西町丙1450番地）
- (3) 申 込 事務局総務課（電話0957-61-9100）へ事前に予約すること。  
（車両を運転することはできません。）

#### 5 入札

- (1) 受付期間 入札参加資格確認後～令和8年5月22日（金）必着  
午前8時30分～午後5時15分（土、日祝日を除く）
- (2) 入札方法
  - ① 入札は郵便入札とする。
  - ② 上記受付期間内に持参又は郵送すること。
  - ③ 郵送の場合は「書留」等差し出した記録の残る方法で送付すること。
  - ④ 入札参加者は、所定の入札書（様式第4号）を使用すること。
  - ⑤ 入札書の記入方法
    - ア （入札参加申込者）欄の記入  
個人の場合：入札者の住所、氏名  
法人の場合：法人の所在、商号、代表者名
    - イ 印鑑 入札参加申込書兼受付書に使用した印鑑
    - ウ 入札書への金額記入には、算用数字（1、2、3・・・）を使用し、消費税及び特別地方消費税を含んだ金額を記入すること。  
なお、金額の頭に「¥」マークをつけること。
    - エ 入札書の内容訂正はできません。なお、金額以外の訂正をした箇所には訂正印を押すこと。
    - オ 封筒は任意の二重封筒とし、中封筒（入札書を入れる封筒）、表封筒（中封筒を入れる封筒）とすること。

- (3) 提出先 〒859-1492 島原市有明町大三東戊1327番地  
島原地域広域市町村圏組合事務局総務課

6 入札に参加する者が1者である場合の措置

入札に参加する者が1者であっても入札を執行するものとする。

7 開札日時

- (1) 日 時 令和8年5月25日(月)午後3時  
(2) 場 所 島原地域広域市町村圏組合小会議室

8 落札者の決定方法

- (1) 開札後、入札物品に対し本組合が設定する最低売却価格以上で最高の入札価格の申込みをした者を落札者とする。  
(2) 最高の価格が同額の場合、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて、落札者を決定する。

9 無効入札

島原市契約規則(平成9年規則第8号)第12条第1項第1号から第8号までの規定に該当する入札、入札参加資格が無い者の入札、委任状を持参しない代理人の入札、及び市が定める売却予定価格に達しない金額の入札は無効とする。

島原市契約規則(抜粋)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

- (1) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。  
(2) 入札者が法令の規定又は市長の定めた入札条件に違反したとき。  
(3) 入札者又はその代理人が同一事項に対し、2通以上の入札をしたとき。  
(4) 入札者が他人の代理を兼ね又は2人以上の入札を代理したとき。  
(5) 入札者が連合して入札したと認めたとき。  
(6) 入札に際して不正の行為をしたとき。  
(7) 入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないとき。  
(8) 入札書に記名押印がないときその他必要な記載事項を確認できないとき。

10 入札保証金及び契約保証金

免除とする。

11 最低売却価格

¥770,000-(消費税、地方消費税込みの金額)

12 問い合わせ先

島原地域広域市町村圏組合事務局総務課

電話 0957-61-9100